

政令第百十三号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「四万千二百二十円」を「四万千三百二十円」に、「五万千四百円」を「五万千六百五十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給

付金の額については、なお従前の例による。